

政治主導の完成か、官邸主導の確立か— 第二・三次安倍内閣の政治運営

清水唯一朗

5月3日朝、日本に衝撃が走った。安倍晋三首相が憲法改正の意向とその方向性を新聞紙上に示したからだ。同日、首相は改憲派の集会に向けたビデオメッセージでも同様の趣旨を弁じ、積年の宿願を果たす意思を明確に示した。国会会期中、突然の発言であった。

6月18日に閉会した第193通常国会では安倍首相の答弁が批判を呼ぶ一方で、政権そのものについては熟練ぶりが際立った。森友学園、加計学園問題などで国会運営が紛糾するなかで、テロ対策、生前退位、選挙区制度改革、憲法改正といったさまざまな重要法案を成立させた。

何がこの安定性を生み出しているのか、それはいつまで続くのか、続かないのか。憲法改正は行われるのか、行われるとしたらどの程度まで行われるのか。まず現況を概観し、ついでその構造を論じてみたい。

熟達した政治運営—第193通常国会にみる「官邸主導」

1月20日に開会された第193通常国会は、規程の150日を迎えた6月18日に延長なく閉会した。前半に平成29年度予算を成立させたのち、後半は天皇の「生前退位」を特例的に認める法整備（以下、退位特例法）、衆議院議員選挙における一票の格差を是正するための選挙

清水唯一朗 慶應義塾大学総合政策学部教授。研究領域為日本政治外交、口述歴史。

区割り改定（以下、区割り改定）、「共謀罪」の構成要件を拡大しテロ等準備罪を新設する措置（以下、「テロ等準備罪」新設法）といった重要法案が続いた。くわえて、私立小学校新設に伴う国有地売却をめぐる「森友学園問題」、構造改革特区における獣医学部新設に関する「加計学園問題」など、首相個人に関するとされる問題が立て続けに現れた。

普通に考えれば国会審議はきわめて難航し、国会が予定された期間で終了するなどまず考えられない。しかし、実際にはこれらの法案を可決成立した上で、予定通り閉会した。この国会で新規提案された政府提出法案も 66 件中 63 件が成立している。「好成績」といっていいだろう。

そこで際立つのは政府、与党の熟練した政治運営であった。後半国会に重要法案の審議が控えることを前提に、前半国会では予算審議が速いペースで進められた。開会こそ 1 月 20 日と遅め（2016 年は 1 月 4 日開会）であったが、2 月 1 日には予算審議を開始し、ドナルド・トランプ大統領との会談を挟み、2 月 27 日には衆議院を通過させた。これは第一次内閣時代を含めて、安倍内閣で 6 回の予算審議中最速であった。

しかし、参議院での審議に入ると予定が狂い始める。予算委員会で森友学園問題が取り上げられ、首相が、自らや夫人が疑惑に関係していれば首相も国会議員も辞任すると応じたことから、野党が全面攻勢に転じたためだ。審議は長引き、結局、予算成立は例年どおり年度末となった（3 月 27 日）。

メディアでもこの疑惑を巡る報道が占めるようになり、政府与党内では予算成立を機に解散総選挙に踏み切って流れを変えるべきとの議論が現れていた。選挙による政権浮揚は自民党の常套手段である。すでに衆議院議員の任期は折り返し点である 2 年を過ぎていたから 慣例的にも問題はなかった。勝敗見込みで考えてみても、直前 3 月の時事世論調査によれば自民党の支持率 26.0%、公明党 2.7% に対して、野党民進党は 4.1% に過ぎず、勝利の予測

は揺るがない。

それにも関わらず、安倍政権は解散を選ばなかった。小池百合子東京都知事による新党ブームを懸念したという見方もあるが、首相が疑惑から逃げたという印象を与える恐れがあること、何より重要法案の成立を優先したと見るのが妥当であろう。

後半国会は激しく紛糾すると思われた。しかし、重要法案のうち、退位特例法と区割り改定の審議はきわめて順調であった。後者は議員自身の進退に関わることであるが、個々の利害関係によって議論が膠着しないよう、外部有識者による審議会の決定を尊重する制度設計がされており、今回もその慣例が守られた。もともと、当初は5月下旬が期限であったが、実際には一ヶ月早く4月19日に勧告が行われた。政治日程への配慮が感じられる。

注目すべきは前者をめぐる政治過程である。新憲法どころか旧憲法下でも前例のない天皇の生前退位に関する措置は、議論が皇室の存在意義に関する部分まで拡大すれば出口を失う可能性があった。これに対し政府は、昨秋から「天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議」を14回にわたって開催した。ここでは天皇制の専門家ではなく、これまで広く様々な政治社会問題に携わってきた経験者が会議のメンバーとなり、専門家からはヒヤリング形式で意見を聴取するかたちが取られた。毎回の会議後、座長代理による記者会見が行われ、会議の概要がメディアを通じて広く共有された。

この動きに異を唱えたのが民進党をはじめとする野党各党であった。有識者会議の議論は、一代限りの特例措置ありきだとして、恒久的な法改正を主張して攻勢をかけた。政府は当初、有識者会議の提言後に与野党協議を行う方針を示していたが、野党側は国会提出前の協議を求めた。天皇制にかかわる法案が国会で紛糾すれば、それは大問題となる。政府もそうした事態は避けたい。両者の思惑は一致した。

その結果、有識者会議は4月の報告書提出に先立って、1月23日に論点を整理して首相に報告した。翌日、首相は衆参両院議長に対して与野党協議を事実上要請したが、その際、有識者会議による論点整理はあくまで「参考」として示された。以後、与野党責任者による協議が重ねられ、3月17日には両院正副議長によって見解が取りまとめられた。

従来型の「審議会政治」であれば、こうした機微に触れる法案は、審議会答申に依存して議論が行われただろう。政治主導の名の下に、官邸設置の有識者会議の意向を押し通すこともできたはずである。しかし、そうはならなかった。

元来、この法案は政府が自発的に取り上げたものではない。天皇自身による「ご退位発言」によって政府が対応を迫られたものだ。ならば、それに拘って政治状況を緊迫化させる必要はない。政府は自らが諮問した有識者会議の意向を支持するのではなく、天皇の生前退位という憲法関連制度の審議は国会に委ねるという姿勢を示し、政治運営の安定化を図ったのである。すなわち森友学園問題で紛糾するなかでも、安倍政権は、すでに年度内に二つの重要法案の成立見通しを得ていたことになる。政治運営の熟練ぶりが感じられる。

最後に残されたのは、「テロ等準備罪」新設法であった。この法案は2003年に批准された国際組織犯罪防止条例に基づく国内措置でありながら、解散、廃案などによって長年にわたって成立できなかったものである。その背景には、「共謀罪」の適用範囲が不明確であったことから、戦前の治安維持法がその適用範囲を拡大させていったこと¹を想起させ、反対を招いたことがあった。

¹ 中澤俊輔，《治安維持法—なぜ政党政治は「悪法」を生んだか》（東京：中央公論新社，2012年）。

そのため、政府は後半国会の山場を本法案に設定し、審議時間を可能な限り取ることに意を割いた。国会での審議を通じて実際の運用範囲を明らかにすることで国民の理解を得ようとする方法である。しかし、担当となる法務大臣の答弁が一貫性を欠いたことや、森友学園問題が終熄する一方で加計学園問題が浮上したことから、野党の攻勢が強まり、メディアもこれに追隨した。結果、法案は36時間もの審議を経て5月23日に衆議院を通過したが、共同通信社が20・21日に実施した世論調査では賛成が39.9%、反対が41.4%と拮抗するなかで、説明不足を指摘する声が77.2%に及んだ。

こうした状況を受けて、与党側からは残り1ヶ月を切った会期を延長し、参議院での審議を十分に尽くすべきではないかとの意見が見られた。しかし、実際には会期を3日残して6月15日早朝に同法は成立した。法務委員会の採決を省略し、中間報告をもって本会議を開くという異例の方法が採られた。法務委員長を務めるのが公明党の議員であるため、委員会採決で混乱が生じて同党のイメージが悪化し東京都議会議員選挙に悪影響が及ぶことを懸念したためという。

しかし、実際には別の要因があった。刑法改正である。これは性犯罪を厳罰化し、親告罪の規定を削除するという社会的要請の強い大改正であったが、「テロ等準備罪」新設法を先議したために後回しとなっていたものであった。その審議時間を確保するための奇策であった。

以上、第193通常国会の状況を概観してきた。ここから見えてくるのは政権中枢の政治的熟練である。そこには政権の長期化だけでなく制度的な要因があり、それを有効に活用している現状がある。以下、その点を検討する。

政策決定過程の変化—官邸主導体制の確立

2012年12月に成立した第二次安倍内閣は4年半の長期政権となった。第

一次と合わせれば5年半となり、小泉純一郎元首相を抜いて歴代5位となっている。日本の首相の平均在職年数は1年半であるから、異例の長期政権といえる。

安倍内閣の支持率は、発足後まもなく70%を記録したあと漸減し、2015年夏の安全保障関連法案審議の際には、各社の調査で不支持50%・支持30%程度と危険水域に達していた。しかし、同法案の成立後、支持率は順調に回復を見せ、2016年はじめには支持55%、不支持35%程度と持ち直した。もっとも、支持の理由は「他の政権よりよさそうだから」が常に最も多く、他に選択肢がないための消極的な支持であることが明らかとなっている。こうした状況は「安倍一強」とされ、メディアだけでなく、研究者による一般書でもこの語が用いられるほどである。²

その制度的要因は、政策決定過程、政官関係、政府—与党関係の変化の三点にまとめることができる。まず、政策決定過程の変化から検討していこう。

指摘すべきは、政治主導、官邸主導が安倍政権によって完成形を迎えつつあることだ。日本では阪神淡路大震災への対応が後手後手に回ったことへの反省から、長きにわたる各省割拠を打破し、官邸機能の強化を行うことを眼目として政治改革が進められてきた。橋本龍太郎内閣による行政改革として進められたこの取り組みは、2001年に中央省庁再編として実現した。³

もっとも、再編直後の森喜朗内閣はこの新しい制度を使いこなせず、IT政策の推進などが大きく立ち後れた。⁴すなわち、この制度を初めて活用したのは小泉内閣であった。その官房長官であった安倍晋三を首班とする現内

² 牧原出、「『安倍一強』の謎」（東京：朝日新聞出版社、2016年）；中北浩爾，《自民党—「一強」の実像》（東京：中央公論新社、2017年）。

³ 待鳥聡史，《首相政治の制度分析—現代日本政治の権力基盤形成》（東京：千倉書房、2012年）。

⁴ 高橋洋，《イノベーションと政治学—情報通信革命「日本の遅れ」の政治過程》（東京：勁草書房、2009年）。

閣で官邸主導が機能しているのは当然といえよう。

加えて安倍内閣が二度目の組閣であり、前回の失敗、経験、人脈を活かしていることも完成形への歩みに貢献している。前回は官邸において政務の核となる官房長官に側近の政治家を配して機能不全を来たし、事務の頂点となる官房副長官（事務）に、父の信頼していた 72 歳の元大蔵官僚を「抜擢」し、官僚組織との連絡に不都合が生じた。

第二次内閣は全く異なる。麻生太郎財務大臣、岸田文雄外務大臣、菅義偉官房長官といった主要閣僚は組閣以来4年半という異例の長い任期を務めている。その結果、G7 をはじめとする首脳会議、閣僚級国際会議において日本の大臣は古参となり、大きな影響力を発揮している。

官邸内においても、官房長官のほか、官僚機構のトップとなる杉田和博官房副長官（事務）、首相のスケジュールを管理する今井尚哉首相秘書官、官邸外交の中枢を担う谷内正太郎国家安全保障局長、情報分析を行う北村滋内閣情報官をはじめ、多くのスタッフが政権発足から今まで官邸に留まっている。官邸・内閣官房に留まらず、内閣府においても審議官級以上で長期留任者が多く出ている。これは従来の政権と大きく異なる。

この結果、官邸には権限だけでなく経験が蓄積され、重要な決定は各省でなく官邸で行われる流れが生じている。⁵それは政治主導、いや、官邸主導の「完成」と取ることもできる。その構造は、加計学園問題において、規制改革を国家戦略特区によって実現するという「正義」を掲げる首相官邸と、規制と許認可の連続性という「正義」を掲げる文部科学省 OB の対立に象徴的に現れている。

こうした主要閣僚、官邸スタッフの長期留任による安定性構築は、政治学

⁵ 竹中治堅編、《二つの政権交代－政策は変わったのか》（東京：勁草書房、2017年）。

者からも唱えられていた。⁶しかし、近年、あまりに官邸の決定権が強くなり、各省の発言力が相対的に低下していることから、行政国家として官僚の高い専門性に支えられてきた状況が崩壊しつつあるのではないかという不安もしばしば提示される。

かつ、これだけ長期にわたって官邸スタッフが留任することは、政権交代時における不安を惹起する。新政権は前政権が重用した官僚を用いたがらない。それは戦前における二大政党制のもとで顕著であった問題だが、⁷2009年の民主党政権発足時には「脱官僚主導」として現出し、2012年の自民党の政権復帰の際には民主党政権下での高級官僚の更迭として現代にも現れた。官僚の不安は尽きない。国家公務員試験総合職の志願者が減少を続けていることも、この官界の状況と無縁ではないだろう。

官僚人事の一元化とその帰結

そうした官僚の状況、官邸—各省関係、政官関係が構築される背景となっているのが2014年5月に新設された内閣人事局である。中央省庁再編のうち、各省の割拠状況を打破する次の一手として議論されたのが公務員制度改革であった。2001年12月、小泉内閣が公務員制度改革大綱を閣議決定し、年功主義から能力主義への評価制度改革、官民交流も含む人材の流動化、採用試験の見直しなどを提言された。⁸

しかし、行政国家の根幹にメスを入れる改革は容易には進まず、実に7年後の2008年ようやく国家公務員制度改革基本法が成立した。その後、民

⁶ 曾根泰教編、《政権交代時代の政府と政党のガバナンス—短命政権と決められない政治を打破するために》（東京：経団連21世紀政策研究所，2012年）。

⁷ 清水唯一朗、《政党と官僚の近代—日本における立憲統治構造の相克》（東京：藤原書店，2007年）。

⁸ 曾我謙悟、《現代日本の官僚制》（東京：東京大学出版会，2016年）。

主党政権でも同党が 2009 年の解散総選挙で掲げたマニフェストの「五策」のうち、第四策として、第三策に掲げられた国家戦略局と両軸として制度設計が進められた。⁹しかし、民主党政権は抱える課題が多く、この問題を本格的に進めることができなかった。¹⁰

かくして、実現は安倍内閣によることとなった。審議官級以上の 600 名の官僚の人事を内閣人事局が発足した。同局は幹部級人事に加え、人事院と併置しつつ、人事行政や行政機構、定員管理など幅広い権能を有するものとなった。

すでに第二次安倍内閣は発足当初から、耳目を惹く人事を行っていた。なかでも 50 年あまりにわたって参事官—部長—次長—長官という内部昇進人事を慣例としてきた内閣法制局長官に外務官僚を就任させ、安全保障関連法案の通過を可能としたことは注目された。それ以外にも、経済産業省では局長を未経験の人材を次官とし、海上保安庁では国土交通省のキャリアを起用せずに生え抜きの保安監を長官に充て、厚生労働省では冤罪で無罪判決を受けてまもない女性官僚を次官に登用していた。審議官級以上の人事には以前から内閣の承認が必要であったから、内閣人事局がなくとも、こうした人事が可能であった。安倍内閣はすでに意欲的に政治主導の人事を行ってきたのである。

では何が変わったのか。内閣人事局の設置により、制度的な担保が行われたことが官僚たちの意識に大きな変化を与えたことは見逃せない。各省の官僚のなかでは、政権に重用されて官邸にポストを得るものと、本省に留まるものが分かれるようになった。本格的な「官邸官僚」の誕生である。長期的に見ればそれが官僚としての人生にとってプラスかマイナスかはわからない

⁹ 松井孝治、〈「民主党の政権戦略とその挫折」〉、《世界》、858号、2014年7月、頁225-233。

¹⁰ 御厨貴編、《「政治主導」の教訓—政権交代は何をもたらしたのか》（東京：勁草書房、2012年）。

い。しかし、安倍政権が長期政権下している状況では、権力を得た者と得ていない者という色分けは明確となる。

政策決定過程において官邸の決定権はきわめて大きくなった。そのなかで本省に留まるものが官邸の意向に反対すれば、自らが人事で冷遇されるのではないか、部局が予算で厳しく審査されるのではないか、そうした不安が官僚の脳裏をよぎることは想像に難くない。優秀な官僚たちが、心ならず官邸の意向を「付度」する。そうした状況が生まれ得る官邸—各省関係、政官関係が現出している。

政治制度改革の定着—小選挙区制と政治資金規正

政府—与党関係の変化も大きい。1994年、リクルート事件を受けた政治制度改革によって、政治資金のあり方が大きく変更された。企業や団体からの政治献金は政治家個人ではなく、政党と資金管理団体に限定され、それらは原則公開されることとなった。一方、政党の現有議席数に応じて、税金を財源とする政党助成金が配布されることとなった。選挙区は70年にわたって続いた中選挙区制が政治資金の増大化の原因となっているとして廃止され、小選挙区比例代表並立制が導入された。

これは、単なる政治資金透明化の方策ではなく、政党代表による党のガバナンスを強化するための施策であった。党代表は小選挙区における候補者の公認権と、政党助成金の配布権を握ることで、党組織全体に対する影響力を確保した。相対的に自民党における派閥の影響力は低下していった。政党代表の任期が2年と短いことが残す問題点として指摘されていたが、¹¹それとも各党で改正が行われ、さらなる権限強化が図られた。政党代表は党に対して

¹¹ 曾根泰教編、《政権交代時代の政府と政党のガバナンス—短命政権と決められない政治を打破するために》。

きわめて強い指導力を持っているのが現状である。

これらの制度はすでに制定から 23 年を経ており、政治社会に定着したように思われる。衆議院ではこの制度のもとで7回の総選挙が実施されてきた。当選 8 回を数える安倍首相でさえ中選挙区制のもとでの選挙は初回のみで、閣僚でも菅官房長官をはじめ、ほとんどが小選挙区しか経験したことがない。自民党内、野党はいわずもがなである。

こうした環境のもとでは、それぞれが再選可能性の保持を意識する。2005 年、2009 年、2012 年と選挙結果の大幅なスイングが生じたことを受けて、政治学者のなかには中選挙区制度への回帰を主張する者もあつたが、それはほとんど真剣に受け止められることがなかった。

このことは、投票価値の平等、いわゆる「一票の格差」をめぐる最高裁判所が違憲状態との判決を示し、それによって選挙区の改定が進んでいる状況にも大きな影響を与えている（清水 2017）。とりわけ影響が大きいのは参議院である。参議院は 3 年ごとの半数改選となっており、1 人区の場合でも 2 名の議員が在職することとなる。

このため、人口の少ない県を基準にした場合、現行の議員数では調整がつかない。しかし、議員数を増やすことには国民の反発が予想される。このため、2016 年の参議院議員選挙では、はじめて都道府県を合わせた選挙区、すなわち合区が設定され、鳥取・島根県選挙区、徳島・高知県選挙区が生まれた。これには該当する 4 県の議員、知事、住民から、地方の軽視であるとして猛然とした批判が行われた。

今回成立した衆議院議員選挙区割り改定でも、実に 105 の基礎自治体が複数の選挙区に分割されることとなった。東京 7 区などは渋谷区全域と中野区、杉並区、目黒区、品川区の一部と 5 つの自治体で構成され、16 万人の有権者が流出、14 万人が加わる計算となる。候補者からすれば、長年築き上げてき

た有権者や組織との関係が切断されてしまうし、有権者からしても、全く知らない候補者に投票することとなる。混乱は大きい。

なにより、選挙区割りと同じ総務省が担当する平成の市町村合併との矛盾は問題だろう。平成に入り、総務省は財政支援を誘因として全国の自治体をほぼ半減させる基礎自治体合併を強力に推し進めた。その際の論理は「生活圈」を単位に再編するというものであった。すなわち、自ら再構成した基礎自治体を選挙区で分割するということは、生活圈を無視した選挙区を作り出すことに外ならない。自治体や住民が今回の区割り改定に反発するのも無理はない。

もともと、今回の改定は2020年以後により人口を平準化するアダムズ方式による区割りをを行うための暫定的なものと捉えられる。それでも全選挙区の1/3に当たる97選挙区が対象となる今回の改編は1994年の小選挙区比例代表並立制導入以後、最大のものである。どこまで「投票価値の公平」と「小選挙区による安定政権の構築」にこだわるのか。秋には行われるという次の総選挙の結果が注目される。

憲法改正への展望と課題

冒頭的话题に戻ろう。5月3日、憲法記念日に首相が憲法改正の実現に強い意思を示したことは前代未聞であり、注目を集めた。国会終盤の「テロ等準備罪」新設法審議の最中に、敢えて論争的な提言を行ったことは、首相の決意を感じさせるには十分であった。

もともと、その内容は従来に比してかなり微温的なものであった。何より、施行後現在に至るまで論点となっている9条2項の改正を避け、新たに3項を設けて自衛隊を規定するという提案はこれまでにないものであった。改正に向けて現実的に可能な方法を模索しようという意図が見て取れる。

果たして、衆参両院で改憲を志向する勢力がいずれも 2/3 を超えているという状況であっても、改正への道は平坦ではない。印象的であったのは 2016 年 7 月 10 日の参議院選挙開票速報である。半数の非改選議席を含めて、改憲に意欲を持つとされる自民党、公明党、維新の会の議席数が 2/3 を超える見込みとなったことを受けたテレビ各局のインタビューに対し、自民党、公明党いずれの幹部も「憲法改正は国会が決めることだ」と繰り返し、「改正が可能になった」という言質はいずれの局もついそ取ることができなかった。

このことは、憲法改正をめぐるいくつかの課題を示している。日本国憲法は、護憲派と改憲派が長年にわたって争いながら、1947 年の施行以来、70 年にわたって一度も改正されたことがない。Kenneth が明らかにしているように、世界の憲法には統治構造を中心にまとめられたものと権利を中心に書かれたものがあり、前者が頻繁に改正されるのに対して、後者はなかなか改正されず、日本国憲法は典型的な後者のタイプであるという。¹²

すなわち、70 年の憲法史のなかで今回は初めての改正となる。憲法改正を発議する衆参両院の議員、事務局はおろか、政府にも経験がない。改正の手続きは法定されているが、実際にどのように行えば遺漏なく改正が進められるのかは未知数である。

こうしたなか、首相が憲法改正実現を主張したことに対して「憲法改正は国会議員が発議するものであり、首相の発言は越権行為だ」とする議論が散見される。実際、国会議員のあいだで憲法改正について議論が進み、自らが発議するという「当事者意識」が急速に広がりつつある。首相の発言の真意はここにあるのかもしれない。

もともと、70 年のあいだには多くの政治社会的変化があり、改正を必要と

¹² Kenneth Mori McElwain & Jean Clipperton, "Constitutional Evolution: Amendment Versus Replacement in Comparative Perspective," SSRN, December 2014, <https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=2653169>.

する点は積み上がっている。選挙区割り問題は、突き詰めていけば衆参両院の役割論に及び、憲法と関わる。男系皇族が少なくなっている現状に鑑みれば、皇位継承についても議論が必要であろう。何より、国民の政治的関心が減少している状況に鑑みれば、¹³国民主権のあり方について本質的な議論が行われる必要があるだろう。

首相の発言により憲法改正の機運は確かに高まっている。しかし、次の衆議院議員総選挙が終われば、安倍首相の自民党総裁としての任期が延長されても、もう一度安倍首相のもとで解散総選挙が行われるかは微妙なタイミングである。小選挙区制度のもとではある程度の有権者を反対に回す政策は掲げにくい。掲げた場合、候補者の強い反発が予想される。公明党も許容できる、ごく限定的な範囲での改憲というのが現実的な線であろう。

4年目も半ばを過ぎた安倍政権の政治運営は円熟味さえ覚えるものになっている。とはいえ、官邸主導の行き過ぎも指摘されるなか、状況は不透明になりつつある。本稿を書き上げている今日、東京都議会議員選挙が告示された。快晴の空の下、開け放った自宅の窓からは様々な候補者の演説が聞こえてくる。夏に向けて内閣改造、秋には解散総選挙の実施も囁かれる。政治の季節がやってくる。（2017年6月23日稿）

¹³ 清水唯一朗、〈日本年輕人對政治不感興趣？〉、《自由時報》，2016年12月19日，
<<http://talk.ltn.com.tw/article/paper/1063256>>。

參考文獻

中文部分

網際網絡

清水唯一朗，2016/12/19。〈日本年輕人對政治不感興趣？〉，《自由時報》，

<<http://talk.ltn.com.tw/article/paper/1063256>>。

(Shimizu, Yuichiro, 2014/12/19. “Are Japanese Youth are Uninterested in Politics?”

Liberty Times, <http://talk.ltn.com.tw/article/paper/1063256>>.)

清水唯一朗，2017/3/6。〈維持日本政治安定的「選區」劃分〉，《自由時報》，

<<http://talk.ltn.com.tw/article/paper/1083344>>。

(Shimizu, Yuichiro, 2014/3/6. “Electoral District : The stability factor for Japanese

Politics,” *Liberty Times*, <http://talk.ltn.com.tw/article/paper/1063256>>.)

英文部分

網際網絡

McElwain, Kenneth Mori & Jean Clipperton, 2014/December. “Constitutional

Evolution: Amendment Versus Replacement in Comparative Perspective,”

SSRN, <https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=2653169>.

日文部分

專書

中北浩爾，2017。《自民党－「一強」の実像》。東京：中央公論新社。

(Nakakita, Kōji, 2017. *Liberal Democratic Party: The Real Image of "One Strong,"*

Tokyo: Chuokoron-Shinsha)

中澤俊輔，2012。《治安維持法－なぜ政党政治は「悪法」を生んだか》。

東京：中央公論新社。

(Nakazawa, Syunsuke, 2012. *Public Peace Preservation Act: Why Party politics instituted the evil law*, Tokyo: Chuokoron-Shinsha)

竹中治堅編，2017。《二つの政権交代－政策は変わったのか》。東京：勁草書房。

(Takenaka, Harukata eds., 2017. *Two Governmental Changes: Has the Policy Changed?* Tokyo: Keisoshobo)

牧原出，2016。《「安倍一強」の謎》。東京：朝日新聞出版社。

(Makihara, Izuru, 2016. *The Mystery of Abe's Power*, Tokyo: Asahi Shimbun Publications)

待鳥聡史，2012。《首相政治の制度分析－現代日本政治の権力基盤形成》。東京：千倉書房。

(Machidori, Satoshi, 2012. *Institutional Analysis of Prime Minister's Leadership in Japan: Building the Power Base of Contemporary Japanese Politics*, Tokyo: Chikura Publishing Co.)

高橋洋，2009。《イノベーションと政治学－情報通信革命「日本の遅れ」の政治過程》。東京：勁草書房。

(Takahashi, Hiroshi, 2009. *Innovation and Political Science: The Political Process of the Revolution in Information Technology "Japan's delay,"* Tokyo: Keiso-shobo)

清水唯一朗，2007。《政党と官僚の近代－日本における立憲統治構造の相克》。東京：藤原書店。

(Shimizu, Yuichiro, 2007. *Political Parties and Bureaucrats in Modern Japan: Conflict of Constitutional Governance Structure*, Tokyo: Fujiwara Shoten.)

曾我謙悟，2016。《現代日本の官僚制》東京：東京大学出版会。

(Soga, Kengo, 2016. *Contemporary Japanese Bureaucracy*, Tokyo: University of Tokyo Press.)